

平成31年度 保育所・認定こども園等利用のしおり

米沢市こども課(市役所2階) ☎0238-22-5111 (内線3610・3604)

4月入所用

平成31年4月から保育所・認定こども園(保育部分)、地域型保育事業(小規模保育事業所)の利用を希望する方の受付期間は、**平成30年10月12日(金)～平成30年10月31日(水)**です。

(受付期間後の申込みは、随時こども課にお問い合わせください。)

申込みできるのは、保護者、児童とも米沢市に住民票のある方です。

申込み場所：米沢市役所B棟第1会議室*4ページの「入所までの流れ」参照



保育所、認定こども園、小規模保育事業所の利用を新たに希望する方は、子どものための教育・保育給付の支給認定申請を行い、認定を受けることが必要です。子どものための教育・保育給付の支給認定を受けることができるのは、保護者、児童ともに米沢市に住民票のある方になります。

子どものための教育・保育給付の支給認定申請と保育所等利用の同時申請になっています。

※注 認定こども園の幼稚園部分を希望する方は、希望する園に申請書を提出し、園を通じて認定及び利用の手続きを行います。

これから出生予定で4月に入所を希望する方については

出生前仮受付を行います

- ・対象：平成31年2月1日までに出生予定のお子さん
- ・書類配布期間：9/19(水)～10/12(金)

各保育所またはこども課から書類をお受け取りください。

- ・申請受付：10/12(金)～10/31(水)

申込み場所は、米沢市役所B棟第1会議室です

出生前に利用調整を行い、利用の仮内定(決定ではありません)ができるようにするものです。

*出生前仮受付の方用の申請書記入例を参照してください。

【支給認定区分】

認定区分	年齢	利用できる施設(特定教育・保育施設等)	保育時間
1号認定	満3歳以上	認定こども園(幼稚園部分)	教育標準時間(4時間)
2号認定	満3歳以上	保育所・認定こども園(保育部分)	① 保育標準時間 (最大11時間/日)
3号認定	満3歳未満	保育所・認定こども園(保育部分) 小規模保育事業所	② 保育短時間 (最大8時間/日)

保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業所の利用を希望する方は、保育を必要とする認定(2号認定または3号認定)を受けることが必要です。保育を必要とする事由に応じて、保育標準時間認定か、保育短時間認定になります。(認定こども園は、2号から1号への支給認定内容変更が可能です。)

【保育の必要量(保育時間)】

保育標準時間認定と保育短時間認定の区分は、保育を必要とする事由により原則次のようになります。

区分	保育を必要とする事由	保育の利用時間
保育標準時間認定	就労(月120時間以上) 妊娠・出産 介護・看護 就学 疾病・障がい 災害復旧	1日 最長11時間
保育短時間認定	就労(月48時間以上) 求職活動 育児休業中の継続利用	1日 最長8時間

【 保育の必要性の認定 】

保育の必要性の認定を受けることができるのは、児童の保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、保育の利用が必要と認められる場合です。

	事 由	内 容
1	就 労	1 か月に 48 時間以上就労している場合 ※自営業、農業、夜間勤務、内職を含む
2	妊 娠・出 産	妊娠中または出産後間もなく、兄弟の保育ができない場合
3	疾 病・障 が い	病気や心身に障がいがある場合
4	介 護・看 護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合
5	災 害 復 旧	火災、風水害、震災などの復旧にあっている場合
6	求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を行っている場合
7	就 学	学校または職業訓練校に就学している場合
8	育 児 休 業	既に施設を利用している児童の保護者が育児休業を取得する場合 *育児休業事由での新規入所はできません
9	そ の 他	上記の1～8に類するものと認められる場合

*就労の事由で認定を受けた方で父または母の仕事が休みの日は、家庭での保育をお願いします。

*事由により、認定期間が限定され、利用も認定期間内となります。

〔例 求職活動→原則3か月
妊娠出産→原則出産日から8週間後の日の翌日の月の末日まで〕

*育児休業取得中の場合、平成31年5月15日までに復職することが必要となります。

*就労予定の場合は、平成31年5月15日までに就労開始することが必要となります。

*保育の必要性の認定を受けた方は、保育所等の利用が可能となりますが、保育所等の受け入れ人数に余裕がない場合は、利用ができませんのであらかじめご了承ください。

【申請に必要な書類等】

【 全員 】

- ① 子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請書兼保育所等利用申請書（児童1人につき1部）
- ② 保育の利用を必要とする理由のわかる書類（父、母それぞれの就労証明書、診断書等）
きょうだいで申請する場合、原則それぞれに原本を添付してください。
- ③ 母子手帳 発育状況等を確認します。
- ③ 印鑑（スタンプ印は不可）

※市の所定の用紙があります

保育を必要とする事由	提出書類	備考
(1) 就 労 等	【会社等にお勤めの方】 ※就労証明書	※就労証明書に勤務先で記入してもらい提出してください。1年毎に契約更新されるような方は、「1年毎更新予定」等を勤務先から記入してもらい、平成31年4月の就労状況が確認できるようにしてください。
	【自営業・農業・内職の方】 ※就労証明書+①又は②	※就労証明書+①又は② ① 平成29年分の所得税の確定申告書の第一表の写し ② 平成30年度市区町村民税申告書(平成29年中の所得税等)の写し まだ申告をされていない場合は、必ず事前にお問い合わせください。
	会社等の（代表取締役等）の方	※就労証明書 + 平成29年分の源泉徴収票の写し
	事業主から専従者給与を受けている方	※就労証明書 + 平成29年分の源泉徴収票の写し
(2) 妊 娠・出 産	母子健康手帳の写し	母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出ください

(3) 疾病・障がい	※診断書	市の所定の診断書に通院している医療機関で記入してもらい提出してください。
(4) 介護・看護	診断書	医療機関任意の診断書（常時介護又は看護が必要と明記されたもの）を提出してください。
(5) 災害復旧	り災証明書	
(6) 求職活動	※求職活動等申告書及び※求職活動支援機関等利用証明書	求職活動等申告書に記入し、求職活動支援機関等利用証明書に利用している機関（ハローワーク等）で記入してもらい提出してください。
(7) 就学	在学証明書	職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類（コピー可）を添付してください。

【 該当者のみ 】 保育料算定のために必要な書類

提出書類	該当する方	備 考
<p>マイナンバーのわかる書類等について 提出される際に、次の①又は②を提示してください。</p> <p>①マイナンバーの提示が必要な対象者の「個人番号カード」の原本又は写し＋課税証明書 ②マイナンバーの提示が必要な対象者の「通知カード」の原本又は写し、もしくは、「個人番号が記載された住民票」の原本又は写し 来庁者が支給認定代表保護者の場合 ＋ 支給認定代表保護者の身元確認書類（※）の原本 ＋ 課税証明書 来庁者が支給認定代表保護者から委任を受けた代理人の場合 ＋ 委任状（申請書の⑥に委任状の欄があります。） ＋ 代理人の身元確認書類（※）の原本 ＋ 課税証明書 （※）身元確認書類 【写真の表示があるもの】☑いずれか1つ □運転免許証、□運転経歴証明書、□旅券、□身体障害者手帳、 □精神障害者保健福祉手帳、□療育手帳、□在留カード、□特別永住者証明書 【写真の表示がないもの】☑いずれか2つ □公的医療保険の被保険者証、□年金手帳、□児童扶養手当証書、 □特別児童扶養手当証書</p>	<p>転入の方 平成30年1月1日現在の住民登録地が米沢市でない父母 （平成30年度の市民税が米沢市で課税されている場合を除く。）</p>	<p>父・母それぞれの証明書が必要。収入がなかった場合も証明書が必要です。</p>
※「みなし寡婦（夫）控除」適用申立書	一度も結婚歴のないひとり親の世帯	保育料の算定用として、寡婦控除を適用することにより、軽減された市民税額で再算定を行います。
入所希望児の健康保険証の写し	ひとり親世帯	算定対象者を判定するため提出が必要です。
※私立幼稚園の在園（予定）証明書	同一世帯に幼稚園在園の兄弟がいる方 （平成31年4月時点で満3歳児以上のまいつる幼稚園の兄弟）	『多子世帯』に該当し、保育料の軽減の対象になるか確認するために必要です。
特別支援学校幼稚部の在園（予定）証明書（情緒障害児短期治療施設・児童発達支援若しくは医療型児童発達支援事業の利用が分かるもの）	同一世帯に、左記施設等を利用しているお子さん（申請児童の兄弟）がいる方	該当の場合、同時在園と同じように第2子半額、第3子無料となります。
※米沢市独自軽減該当申出書 （保育料第3子無償化）	利用申請児童が、同一世帯の小学校6年生から数えて第3子以降に該当する方	

・上記の他にも申請の内容に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。
・住民税未申告の方は保育料算定ができませんので、必ず申告をしてください。

【入所までの流れ】

平成
30年



保護者⇒市

- ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請
- ・保育所利用申請（同時申請）

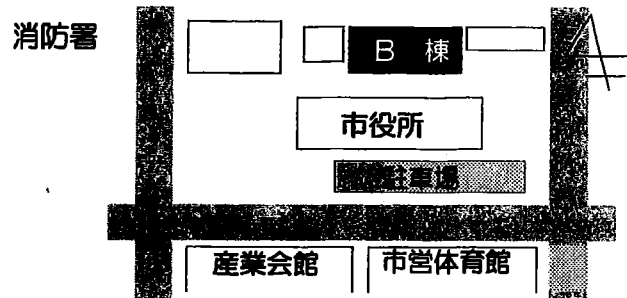
書類配布期間 9月19日（水）～10月12日（金）

- 市内の保育所・認定こども園・小規模保育事業所を希望する人
⇒第1希望の施設で申込書類をお受け取り下さい。
- 市外の保育所・認定こども園・小規模保育事業所を希望する人
⇒こども課で申込書類をお受け取り下さい。

申請受付期間 10月12日（金）～10月31日（水）

- 第1希望施設の申請受付日（別紙参照）に、**米沢市役所B棟第1会議室**へお越しください。その場で保護者の方と面談します。

利用決定は申込み順ではありません。



市⇒保護者

支給認定決定通知書・入所承諾書送付

※10/31まで受付した方（第1次利用調整）

12月下旬に結果をお知らせします。

*認定こども園・小規模保育事業所希望の方には、12月下旬に支給認定決定通知書・入所内定通知書を送付します。その後、通知書を施設に持参し、施設と利用の契約を行ってください。

第2次利用調整

12/26（水）まで受付 ⇒ 1月下旬頃に結果をお知らせ

第3次利用調整

2/15（金）まで受付 ⇒ 3月上旬頃に結果をお知らせ

平成
31年

市⇒保護者

保育料決定通知書送付

◆利用料金／

原則として父母の**市民税所得割額**により決定します。年齢と認定区分により料金は異なります。

●保育の利用